三好議員（自民議連）

平成 28 年２月 25 日
教 育 長 答 弁 実 録
（ 教 育 委 員 会 ）

（問）学校図書館の運営の充実について

「学校司書」の配置について，最新の文科省の調査では，公立学校における配置状況は，島根県がほぼ１００％達成しているのに対し，我が県では，小・中学校では２０から３０％に留まり，高校に至っては，本年，辛うじて最下位は脱したものの，配置学校数わずか２校，２．２％という状況にある。

「学びの変革」を進める中で，文献をじっくりと調べ，読み比べるということは，課題発見・解決学習の原点とも言える作業であり，質の良い図書の充実，また，子供達が本に係わる知識を，司書という専門家から直接得ることのできる環境づくりは，大変重要なことであると考える。

学校司書の各校への配置は理想ではあるが，現実的な当面の改善策として，確保した学校司書に複数校を巡回させるといった工夫や，図書に造詣の深い図書ボランティアを有効活用し，本の修復や読み聞かせなど，現在行っている活動にプラスアルファさせる仕組みとして，認定制度等を設けた上で，図書の管理や発注業務も担ってもらえるような，迅速かつ実効性の高い取組も検討していくべきではないかと考える。

この度の「教育に関する大綱」の策定においても，学校図書館における司書の配置など体制整備の必要性について指摘する意見も出された中で，図書館に関する記述が大綱に反映されたところだが，今後，学校図書館の運営・充実にどのように取り組んでいくのか，教育長の所見を伺う。

（答）

学校図書館は，学校内において読書，学習，情報収集などの機能を持っているため，子供たちの主体的な学習を進める上で，その役割は重要であり，司書教諭などが中心となって，学校司書やボランティアとの連携などにより，学校図書館を活性化する必要がございます。

こうしたことから，司書教諭につきましては，学校図書館法で義務付けられている１２学級以上の学校に加えて，１１学級以下の学校につきましても順次配置を進めるとともに，その資質向上に努めているところでございます。

一方，学校司書の配置につきましては，小・中学校においては，国の財政措置を活用し，配置促進に努めるよう各市町教育委員会を指導し，徐々に配

置が進んでいるところでございますが，県立学校においては，国の財政措置がないことなどから，配置が進んでいない状況でございます。

また，ボランティアの方々には，児童生徒への読み聞かせや県教育委員会が認証している子供司書の指導，学校図書の整理や修理など，学校図書館の活性化に協力していただいているところでございます。

教育委員会といたしましては，引き続き，司書教諭の配置の拡充や，資質の向上を図るとともに，市町教育委員会に対する学校司書の配置拡充の要請や，更なるボランティアの活用など，学校図書館の充実などに努めてまいります。